

2023年12月期全塾協議会定例会議事録

2024年3月30日

全塾協議会

全塾協議会規約 第22条第1項に基づき、2023年12月16日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2023年12月期全塾協議会定例会
場所	対面(日吉キャンパス 第4校舎A棟 J446教室)・オンライン(Zoom)併用
日時	2023年12月16日 13:00~18:00

塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表	山田健太
上部団体	事務局長	佐々木菜緒
	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	後藤美汐
	体育会本部 主幹代理	玄蕃智也
	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長	市川裕也
	全塾ゼミナール委員会 委員長	三河創太
	四谷自治会 会長	藤村悠哉
	芝学友会 会長	荒井大輔
	福利厚生機関本部 代表	村井祐樹

次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	議事部 堀安実花
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事録作成報告	
7. 議事	以下参照
8. 連絡事項	議事部 堀安実花
9. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20231216-01-JSD	塾生代表 山田健太	業務報告	採決なし
20231216-02-JMK	全塾協議会事務局 事務局長 佐々木菜緒	業務報告	採決なし
20231216-03-YGM	矢上祭実行委員会 代表 石田樹生	交代報告	採決なし
20231216-04-HHZ	法学部法律学科ゼミナール委員会 財務 境家愛佳	独自財源特別支出承認申請	取り下げ
20231216-05-KZZ	経済学部ゼミナール委員会 財務 長竹佑伍	独自財源特別支出承認申請	可決(修正)
20231216-06-MTI	三田祭実行委員会 財務 山本萌歌	独自財源特別支出承認申請	可決(修正)
20231216-07-OES	應援指導部 会計 國松史弥	交付金財源特別支出承認申請	取り下げ
20231216-08-OES	應援指導部 会計 國松史弥	独自財源特別支出承認申請	可決(修正)
20231216-09-TKH	体育会本部 財務 玄蕃智也	交付金財源特別支出承認申請	可決
20231216-10-TKH	体育会本部 財務 玄蕃智也	独自財源特別支出承認申請	取り下げ
20231216-11-SAI	卒業アルバム委員会 財務局長 北村可奈	独自財源特別支出承認申請	可決
20231216-12-SAI	卒業アルバム委員会 委員長 山野蒼依	団体規約改正に係る報告議案	採決なし
20231216-13-SKN	選挙管理委員会 委員長 荒井大輔	細則改正に係る報告議案	採決なし
20231216-14-YJK	四谷自治会 会長 藤村悠哉	団体規約改正に係る報告議案	採決なし
20231216-15-JMK	全塾ゼミナール委員会 委員長 三河創太	交代報告	採決なし
20231216-16-OTR	全塾協議会 議員 三河創太	全塾協議会議長の選出に係る議案	可決
20231216-17-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20231216-18-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20231216-19-JSD	塾生代表	緊急執行に係る議案	可決

		山田健太	
20231216-20-JSD	塾生代表	山田健太	上部団体に係る議案 可決
20231216-21-JSD	塾生代表	山田健太	予算に係る議案 採決なし
20231216-22-JSD	塾生代表	山田健太	検討会に係る議案 可決
20231216-23-OTR	全塾協議会 議員 後藤美汐		交付金の使途に係る議案 可決

2024年3月30日 議事録作成
この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

三河創太

(署名) 三河創太

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

議事部 堀安実花による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料の確認

議事部 堀安実花が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 議長の確認

議事部 堀安実花は、全塾協議会規約 第 11 条に基づき、現在の議長が全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太であることを確認した。

6. 議事録作成報告

議事部 堀安実花は、議事録作成状況について、2023 年 5 月期、6 月期全塾協議会定例会の議事録の作成が完了し、公開に向けて精査している旨、2023 年 6 月期臨時会以降の議事録については、鋭意作成中であると報告を行った。

7. 議事

(1) 塾生代表 業務報告

塾生代表 山田健太は以下の通り業務報告を行った。

緊急執行の承認を 3 件行った。所属団体代表の交代承認を 2 件行った。特別委員会 3 組織の業務を監督している。その他諸業務を実行した。

(2) 全塾協議会事務局 業務報告

i. 総務政策部報告

- ・ 各種対応
- ・ 議員との協議
- ・ 事務局各種ツールのデータ移行に関する検討及び方針策定
- ・ 所属団体の規約規則回収及び確認
- ・ 性暴力対策ワークショップのオンデマンド化に関する PR
- ・ 日吉キャンパス塾生会館一斉清掃に関する検討
- ・ 日吉キャンパス食堂棟に関する検討
- ・ 事務局及び部の役割に関する各種検討
- ・ 事務局内保管書類の運搬及び一部溶解処分に関する検討

- ・ 事務局業務のマニュアル化管轄
- ・ 情報管理規則の改正に関する検討
- ・ 事務局内の情報管理に関する検討
- ・ タスク管理ツール導入に向けた検討

ii. 議事部報告

- ・ 各種対応
- ・ 議会準備・運営
- ・ 議事録作成・確認
- ・ 所属団体キックオフミーティングの実施
- ・ 登記情報フォームの催促
- ・ 議決書作成
- ・ 議会システムに関する検討
- ・ 議案資料の公開関連作業
- ・ 議案資料テンプレートに関する検討

iii. 財務部報告

- ・ 各種対応
- ・ 特別支出関連作業
- ・ 予算関連作業
- ・ 決算関連作業
- ・ 交付金関連作業
- ・ 財務管理システム(Kintone)関連作業
- ・ 財務管理の手引き関連作業
- ・ 財務会計規則に関する検討
- ・ 会計年度に関する検討
- ・ 事務局内決算関連作業
- ・ 三田部室電話解約に向けた手続き

iv. 広報部報告

- ・ 各種対応
- ・ 全塾協議会 HP 更新・X でのポスト
- ・ 全協全書【所属団体紹介】の準備
- ・ 全塾協議会 HP リニューアル
- ・ 今後の広報活動に関する検討
- ・ 全塾協議会所属団体主催行事への参加・広報活動
- ・ 広報ガイドラインの検討

v. 事務局長報告

- ・ 各種対応・協議

- ・ 人事調整及び入局者対応
- ・ 塾生代表との協議
- ・ 議員との協議
- ・ 議事録確認
- ・ 議案資料作成
- ・ 財務管理システム(Kintone)整備
- ・ 財務管理の手引き改訂作業
- ・ 所属団体・特別委員会対応
- ・ 情報管理規則に関する検討
- ・ 事務局規則に関する検討

vi. 事務局次長報告

- ・ 12 月期事務局内意識調査に向けた準備

(3) 矢上祭実行委員会 交代報告

矢上祭実行委員会より交代報告が上程され、矢上祭実行委員会代表 石田樹生は議案資料 20231216-03-YGM に記載の通り説明を行った。新代表は石田、新財務は西岡健人となることが伝えられた。西岡による所信表明ののち本議案は終了した。

(4) 法学部法律学科ゼミナール委員会 独自財源特別支出承認申請

法学部法律学科ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程され、法学部法律学科ゼミナール委員会財務 境家愛佳は議案資料 20231216-04-HHZ に記載の通り説明を行い、以下のように補足した。

境家は、2023 年 12 月 1 日に参加した全日本学生法学連盟主催の全日本学生法律討論会への交通費について独自財源特別支出の事後申請を行った。また事後申請となったことについて謝罪した。

本件について全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は議員に質問がないか確認した。塾生代表 山田健太は本支出が初期予算に含まれていない点を指摘した。境家は 11 月 2 日に修正案を提出、18 日に出した算定根拠をもとに塾生代表の承認を得ていると回答した。また算出根拠の人数が実際と違っていたためいったん取り下げること視野に入れていると説明した。山田は先述の新予算では支出時期が 12 月ではなく 8~10 月とされていると指摘し、現状でも問題はないが後世のことを考え修正の方が望ましいとした。

三河は本議案を取り下げ、緊急執行による後日対応を提案した。境家はこの案を承諾し、本議案を取り下げた。

(5) 経済学部ゼミナール委員会 独自財源特別支出承認申請

経済学部ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程され、経済学部ゼミナール委員会委員長 荒井勇は議案資料 20231216-05-KZZ に記載の通り説明を行った。荒井勇は、毎回財務の永竹が出席しているが、本日は都合がつかないということなので、委員長の私をご説明させていただくと述べた。弊委員会から申請するものが 2 点あり、まず 1 点目が三田祭での論文コンクールにおける採点者への贈答品費で、金額が合計して 50,000 円だとし、内訳は 1 人当たり 5,000 円分の図書カードを最大 10 名と

いう形で申請させていただいていると説明した。こちらの10名という人数は学生部の方と打ち合わせをしている中で最大10名ということで、まだ人数が確定していない状況だが、その上限の50,000円ということで申請させていただいている形になるとし、承認の程何卒よろしく願いいたしますと述べた。

塾生代表 山田健太は、現在その他の贈答品費としてはいくら使われているという認識になるかと質問した。

荒井勇は、その他というのは贈答品費の中でということかと質問した。

山田は、その通りだとし、おそらくバレーボール大会のときなどにも贈答品を渡していますよねと確認した。

荒井勇は、バレーボール大会でも渡していると述べた。

山田は、ソフトボール大会では渡しているかと質問した。

荒井勇は、ソフトボール大会はこの後の申請の中に含まれており、一応事後申請になると述べた。合計するとバレーボールでいくら使ったかが記憶に確かなものがないと述べた。

山田は、三田祭の論文コンクールの景品はどうだったかと質問した。

荒井勇は、コンクールの景品は、自分も把握ができていないがおそらく優勝が決定した段階で購入することになっていると思うので、担当の者にも確認するが、現時点でその景品に関して支出は決まっていないという形になると述べた。

山田は、分かりましたと述べた。

荒井勇は、1点補足させていただきたいとし、三田祭の教授への贈答品は、10月にSlackにて11月の定例会に向けての申請として出した際には事後申請だったが、その後三田祭の担当の者と学生部との折り合いで1月上旬にお渡しをすることが決まったため、元々事後申請だったが今回は事前申請という形に変更になったと述べた。

議長 三河創太は、執行機関側にお尋ねするとし、本件支出については予算内という認識でお間違いないかと質問した。

山田は、予算内であることには問題はないと述べた。そのうえで、10人分払うことは確定していて、お礼を出すというご説明をしているということかと確認した。

荒井勇は、そうだとし、この論文の採点の依頼は学生部を介して行っていて、人数について学生部側にお尋ねしているが、最大10名であることが決まっているものの、詳しい人数、具体的に何名であるかがまだ決定をしていない状況であると説明した。そのため、その最大の10名で考え、10掛ける5,000円の50,000円で申請をさせていただいていると述べた。

山田は、人数というよりは、1人当たり5,000円というのは確定しているということで合っているかと質問した。

荒井勇は、おっしゃる通りですと述べた。

山田は、一応今年の財務管理の手引きの説明としては、支出の金額がおおよそ確定した時点をもってして事前か事後か判断するという規定になっているので、支払うことが内定をしているのであれば、等しくそれは事後申請にもなるという解釈だと述べた。

荒井勇は、こちらは事前申請ではなく事後申請ということかと質問した。

山田は、そういうことになると述べた。

荒井勇は、承知いたしましたと述べた。

山田は、予算資料はこの場でその認識で特に問題ないのであれば、その確認が口頭でとれていけばよい

と述べた。

荒井勇は、かしこまりましたと述べた。修正して新たに提出するという対応はしなくてもよいということかと確認した。

山田は、必要ないと述べた。

荒井勇は、申請の2点目としては、今年10月下旬から11月上旬にかけて行われた経済学部ゼミ対抗のソフトボール大会における優勝準優勝チームへの商品代の事後申請で、中身は食事券だと説明した。内訳としては、優勝チームに対してはジェフグルメカード500円券×50枚、準優勝チームに対しては500円のもの40枚という形で45,000円になるとした。昨年のもからはかなり大幅な減額をする形で取り組みを行ったとし、そういったところも含めて承認の程よろしくお願いいたしますと述べた。

三河は、議案資料の修正として、1点目の論文採点者への贈答品費は事前申請とあるが事後申請であると確認をしたうえで、その前提で議決に移らせていただくと述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(6) 三田祭実行委員会 独自財源特別支出承認申請

三田祭実行委員会より独自財源特別支出承認申請が上程され、三田祭実行委員会財務 山本萌歌は議案資料20231216-06-MTIに記載の通り説明を行った。山本は、まず事前申請については、1つ目が協賛企業にパンフレットを送付するための年賀状代で、2つ目がYouTuber企画に来ていただいたゲストのお車代だと説明した。次に事後申請については、1つ目が湘南藤沢キャンパスに機材を取りに行くためのレンタカー代、2つ目が東京タワー企画にて利用したレンタカー代、3つ目が同じ企画にて綿あめ屋や模擬店で使用した材料費だと説明した。詳細はそれぞれ書いてある通りだとした。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、1番の事前申請の(2)について、こちらは支出が12月中旬ということだが、既にゲストは来ていただいているということではよろしいかと質問した。

山本は、そうだと述べた。

後藤は、こちらは払うこと自体はもう確定はされているということかと質問した。

山本は、そうだと述べ、その場合事後申請かと質問した。

後藤は、その辺の判断は執行機関側に委ねるものかと思うと述べた。

塾生代表 山田健太は、払うことが確定した時点で事後申請だと述べた。

山本は、こちらは事後申請になると修正した。

議長 三河創太は、1番の(2)については事後申請に修正をされるという認識で間違いはないかと質問した。

山本は、それをお願いいたしますと述べた。

後藤は、もう1つ質問だとし、2番の事後申請の(3)のザラメ代について、綿あめ自体は金銭をとって売っているものなのか、お配りしているものなのかでいうとどちらにあたるかと質問した。

山本は、販売しているものになると述べた。

山田は、今の点だが、販売した場合は贈っているわけではないので、贈答品には該当しないと述べた。他にももし販売したものがあつたら申請は不要だとし、他に該当するものはあるかと質問した。

山本は、事後申請の(4)はゲームの景品代になるが、その場合も販売という扱いになり、申請は不要ということではよろしいでしょうかと質問した。

山田は、どういう形態だったかもう1回ご説明いただいでよろしいかと述べた。

山本は、事後申請の(4)に関しては、お金をとるゲームの模擬店・屋台で、その景品としてお渡ししているお菓子になると説明した。その場合も一応販売ということで、特別支出申請は不要になるということかと質問した。

山田は、これは難しいとしたうえで、特定の財物に対してお金を支出しているわけではなくゲームに参加する参加料として支払っており、その結果のいかんによってはプレゼントがもらえるという解釈であれば贈答品にあたると思うし、ゲームに参加をすれば特定の商品が必ずもらえるという解釈だとすると、そこまでをセットとした売買契約になるので、どちらに該当するかによると思うと見解を示した。

山本は、どういう形態でこの模擬店をしていたかという細かいところを私は把握していないため、今回はひとまず申請をさせていただき、また確認をするという形でもよろしいでしょうかと質問した。

山田は、こちらとしては申請を出していただいて受理されれば、場合によっては数点減点がつく可能性はあるが、万が一後で贈答品に該当するとなった場合よりは良いという説はあると述べた。

山本は、ひとまずこちらでそのまま申請させていただきたいと述べた。

山田は、もう1つ確認だとし、今回三田祭実行委員会としてご提出いただいている予算に関しては、おそらく贈答品費という項目を設けていらっしゃらないというふうに認識していると述べた。

山本は、渉外の企画費の中に含めてしまっていると述べた。

山田は、それぞれの項目に対してどれに該当するかをご説明いただいてもよろしいかと述べた。

山本は、事前申請の(1)は渉外企画費、(2)は本部企画費に含まれていて、事後申請の(1)は交通費、(2)から(4)は渉外企画費の中に含まれていると説明した。

山田は、記載の仕方は今後指導するにしても、私から議員の皆さんに申し上げられることとしては、現時点でオーバーしていると言えないと述べた。

三河は、再度確認させていただくとし、1の(2)の YouTuber 企画については事後申請に修正をし、2の(3)については贈答品費には当たらないため取り下げるという認識でお間違いないかと質問した。

山本は、そちらでお願いいたしますと述べた。

三河は、それではその内容で議決を採らせていただくと述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

山田は、予算の書き方は後任の方も交えてお話させていただければと思うと述べた。

(7) 應援指導部 交付金財源特別支出承認申請

應援指導部より交付金財源特別支出承認申請が上程され、應援指導部会計 國松史弥は議案資料 20231216-07-OES に記載の通り説明を行った。なおその際、事前申請欄における「1. 東京六大学野球秋季リーグ戦慶早戦における内野音響設置費」を事後申請に修正するとの補足をした。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、議案資料の修正内容を再度確認し、國松は肯定した。

塾生代表 山田健太は、一点目としてこれは予算超過をしており、かつその予算案の修正は出されていないことを確認し、國松は肯定した。二点目として本議案の資料は提出の際に不備が多かったことを指摘し、全塾協議会作成のフォーマットは使っていないのか尋ねた。これに対し國松は、慣習的に昨年と同じものを使用しており自身の問題であると回答した。山田は人的トラブル回避の観点から、特段使えない事情がないのであればフォーマットを使用することを要請し、國松は承諾した。

続けて山田はこれらの支払先について尋ねた。これに対し國松は、事前申請1と後申請1については無線工学研究会、事後申請2については外部業者の株式会社グラプロに支払ったと回答した。文化団体

連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、無線工学研究会に音響機材を任せようになったのは今年からか尋ね、國松は肯定した。またコロナ渦の影響で2020-2022年は依頼がなかったが、2011年以前は無線工学研究会に依頼していたため、今年度から依頼したと補足した。

山田は制球費の内訳について尋ねた。それに対し國松は株式会社グラプロについては品目ごとに単価が記載されており固定消費税想定で請求書を貰っている、無線工学研究会については、前期は総額のみ記載であったため、後期はきちんと単価を記載するよう要請したが未だ請求書を貰っていないと回答した。以上を踏まえて山田は、総額は確定しているが内訳が不明であることをまとめた。

三河は予算超過の確定を執行委員に確認したこと、また昨今の議会において予算超過は原則として認めない傾向にあることを國松に伝えたくて、二点提案した。**①一度本議案を取り下げ、または修正して緊急執行などで対応する。②修正せずに、議決に移る。**

國松は①について、取り下げたのち予算を増額して緊急執行に移す認識でいいか確認した。それに対し三河は肯定し、そうすれば予算超過という扱いにはならないと述べた。國松は②について、このまま議決をとると大幅に減点がつく認識でいいか確認した。それに対し山田は、事情を説明したうえで予算超過の議案を提出する団体もいるので減点されるかは図りかねる、ただ予算順守は全塾協議会の契約規則によって定められた事項ではあるため、それを理由に否決される可能性を三河は提示したにすぎないと回答した。以上を踏まえ國松は①を選択すると述べた。

應援指導部会計 國松史弥は本議案を取り下げた。

(8) 應援指導部 独自財源特別支出承認申請

應援指導部定演会計 森裕貴より独自財源特別支出承認申請が上程された。森は修正する点が多くなってしまったことを詫び、その修正とその理由について説明した。

塾生代表 山田健太は予算が超過するという認識に誤りがないかを確認した。これに対して、森はその通りである旨を伝えた。また、これに関して、森は議案を一度取り下げ、塾生代表の承認を得た上で再度議案として提出するようにすることでよいか尋ねた。これに対して、山田は申請している内の一部を取り消す形での議案の修正を行うことで議論を続ける事が続けることが出来る事を示した。全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太はこの議論を取り下げる形での修正をした上で、次の担当者に説明をするように求めた。

應援指導部チアリーディング部会計 安田陽香より独自財源特別支出承認申請が上程されたが、安田は定期演奏と同じようにすることが可能かを尋ねた。これに対して、全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太はこの内容についても取り下げる形での修正をすることを承認した。

應援指導部会計 國松史弥より独自財源特別支出承認申請が上程された。國松は残りの一部の内容について詳細な説明をした。これに対して、三河は補足の必要な部分について簡潔に説明するように求めた。また山田は、それぞれは予算のどの項目に対応させるのかを尋ねた。これに対して、國松はそれぞれ、本議案の資料と予算案の名称を対応するように説明をした。また、総合すると予算超過する状況であることを説明した。

山田は應援指導部の資料で齟齬が生じやすいのは財務管理の手引きなどで推奨されている表現を採用せずに固有名詞を使用している点があると指摘した上で、会計における減点の原因にもなっていると指摘した。山田、三河両名からの提案により、本部分についても取り下げる形での修正とすることにした。

應援指導部吹奏楽団 西田祐理子より独自財源特別支出承認申請が上程された。これに対して、山田は

編曲代を機材費から支出していることについて、予算は既に許可を得ているものであるから今回は問題としないが、機材費は全塾協議会の規定に基づいた備品費に近いことを挙げ、今後は混乱を招かないように人件費として計上することを要請した。

全塾協議会 議会は、吹奏楽団会計からの申請のみとした修正案を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

最後に、会計 國松史弥が来月期に再度、来年度予算を提出することが可能であるかを確認した。これに対して山田は福利厚生機関本部も含めて決定すべき点ではあるが、再度の提出を拒むものはないとの見解を示した。

(9) 体育会本部 交付金財源特別支出承認申請

体育会本部より交付金財源特別支出承認申請が上程され、体育会本部財務 玄蕃智也は議案資料 20231216-09-TKH に記載の通り説明を行った。なおこの際、8月6日開催フレッシュマンキャンプの支出について、「支出日 2月20日」を「開催日 2月20日」に修正すると補足した。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、本フレッシュマンキャンプの詳細について尋ねた。これに対し玄蕃は、1年と2年が一堂に会し行う大会であり、贈答品は参加賞としての意味合いがあると回答した。藤村は参加費の徴収はしているのか尋ね、玄蕃は否定した。藤村は公共性の高い自治会費交付金に対して個人的な意味合いの強い贈答品代を出すことの是非を尋ねた。玄蕃は大枠を肯定したが、各部の連携を強めることの必要性を主張した。

続いて藤村は、10番項のフレッシュマンキャンプと関連して、7番項の贈答品費は交付金申請で、10番項の飲食費は独自財源申請である根拠を尋ねた。これに対し玄蕃は、食事は4名が原則であり独自財源から支出せよとのマニュアルの記載を引用したと述べた。

最後に藤村は、(1)のクオカード代について、540円と1040円の二種類が記載されている理由を尋ねた。これに対し玄蕃は、直接参加していないため詳細は不明だが、順位付けの意味合いで差をつけたと認識していると回答した。また藤村が2023年2月に開催して支出したことを確認し、玄蕃は肯定した。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、フレッシュマンキャンプの参加者は体育会本部に所属している者か尋ね、玄蕃は肯定し、その体育会に所属している1年であれば誰でも参加資格があると付け加えた。

塾生代表 山田健太は、交付金として認めるには公共性が低すぎる点を指摘し、改めてフレッシュマンキャンプへの財源配布が全塾生の益になるのか疑問視した。その上で2024年度以降の予算は玄蕃含め役員で十分に審議する必要性を述べた。最後に資料内に(2)が存在しないことの不備を指摘した。

全塾協議会 議会はこれを賛成5(全国慶應学生会連盟, 全塾ゼミナール委員会, 四谷自治会, 芝学友会, 福利厚生機関本部)、反対1(文化団体連盟本部)で可決し(体育会本部は不参加)、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(10) 体育会本部 独自財源特別支出承認申請

体育会本部より独自財源特別承認申請が上程され、体育会本部財務 玄蕃智也は議案資料 20231216-10-TKH に記載の通り説明を行った。

塾生代表 山田健太はここまでの議論を聞いて推測されると思うが、独自財源の予算案には記載がないという認識であるか質問した。玄蕃はないと返答した。山田は念のため内容面についても聞くと前置き

し、体育会のビアパーティの目的を確認した。玄蕃は出席する人の属性としては、体育会の主将や副将、主務など体育会の理事の方が参加する交流会のようなパーティーであり、それに体育会本部としても参加する中で、これを企画した方とプラス何名か参加している状況であると説明した。山田はそれを負担することでその後何か生まれるのかと質問した。玄蕃は先ほど言った話にはなるが、体育会本部の核の連携とその強化にはつながるとし、一般的に認められるかどうかは分からないが、支出することには賛成であると述べた。

山田は、各所属団体の肌感からすると個人参加ではないかという解釈が残ると述べ、これを独自財源から出すということは各部活動徴収分から出すということか確認した。玄蕃はそうであると肯定した。山田は、ある意味独自財源ではあるが、全塾ゼミナール委員会等と同じように、ある種税金のような形で体育会から徴収された金額を使うことに変わりはないと述べた。それが自治会費なのか体育会のみ公費なのかという差分であって、ビアパーティに参加するのが業務であるということは他の体育会の人には納得しそうであるか質問した。玄蕃は特に企画局の7名程度に関しては、実際に飲んだり食べたりしているだけではなく、運営に関わり、司会進行なども行っていたため良いと思うと述べた。山田は本部の人だけが運営、オペレーションしているイベントなのか聞いた。玄蕃は主に私たちの企画局が行っていると回答した。

山田は、単に飲食でのつながりを否定するものではないと思っているため、良いと思うが、昨今の慶應義塾に置かれる立場を考えると、ビアというところに相当引っかかる人がいらっしやるのではないかと述べた。基本的にお酒の提供される場を公的な場と定義しなければならなくなる、つまり、ビアパーティが体育会本部主催の正式なものであると定義しなければならなくなると述べた。山田は、私も塾生代表ではあるが、応援してくれている方や関連する方を招いてやるプライベートなものはあるが、これに記載するという事は体育会本部としての厳格な業務として記載することになるのであって、それを勘案するとあまりにも許可できるものではないと述べた。ただの食事会を出したことをゼロではないが、昨今我々を取り巻くお酒の状況が厳しいという意味では、これを仮に予算として提出されても簡易に許可できるものではないと考えているとした上で予算案に書かれていないためそもそもという話もあると述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は本件に関する質問、意見を確認した後、該当支出が予算案に含まれているか確認した。山田健太は、これについてはそうではないと述べた。三河創太は、意見がある方がいないことを確認した上で、これまでの流れを鑑みると予算にない、ないしは予算超過をしているという場面においては、一度取り下げをしていただき、予算案の修正を出していただき、それが通ったうえで緊急執行なり、議会内で諮るという方法もあると述べた。その上で議決にこのまま入ることも可能であるとした。

玄蕃は議案資料内の申請(2)についてはフレッシュマンキャンプというまた別の話になるため、申請(2)についてのみ議決をとることは可能か質問した。山田健太は、先ほど書類を読んでいた際に、これは交付金ではなく、独自財源から出すべきであると判断されたということであると思うが、それ自体は間違っていないと思うと述べた。しかし、現状そのように思ったのであれば、予算案の方にこの飲食代はこっちに移すという手続きを取らないと書類上では独自財源から何も出さないとされている中で唐揚げかビアガーデンかはいったん別として唐揚げ代はOKですというのは書類上できないと述べた。

玄蕃は本議案を取り下げた。

(11) 卒業アルバム委員会 独自財源特別支出承認申請

卒業アルバム委員会より独自財源特別承認申請が上程され、卒業アルバム委員会委員長 山野蒼依は議案資料 20231216-11-SAI に記載の通り説明を行った。

塾生代表 山田健太は、かねてよりお願いしていたことではあるが、今回の飲食費の申請(2)については、別に1人でも2人でも超えていないため良いものの、一応1人分であっているか確認した。山野は、本件については1人分と思われるが、確認してもよいか尋ねた。山田は、複数でも600円以内であるため問題はないが、今まで、650円や700円だった時に、2人分か1人分で話が変わってくる時に人数が書かれておらず、混乱を招いたことがあったため確認した旨を述べた。続けて山田は、前回か前々回いつかは忘れたけれども、例えば2人で900円とは書いているものでも、700円と200円かもしれないため、何人分なのかそれぞれが誰に支給されたのか確認した上で支出してほしい旨を伝えていたことを述べ、今回はいいものの、今後は算出根拠のところは何名分であるか明記してほしいと述べた。

山野は、何名分かというところと委員の名前も記載した方が良いか質問した。

山田は、基本的には卒業アルバム委員会の役員の方である、委員長や財務の方の段階で、この人は600円以内である、Bさんは600円以内であることが確認できていて、究極的には、情報が開示されれば誰かはちゃんと説明できる状態が担保されている前提であれば、委員A、委員B、委員Cという形で問題はないため、委員の名前は不要であると述べた。また、議案資料は一般に公開されるため個人情報を用意にさらすことになるため、こちらから明記することは要請しないと述べた。山野は、財務の北村に人数を併記するよう伝えておくと述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、本件議案の内容については予算内という認識で間違いはないか確認した。山田健太は、現時点において予算案という意味では予算内であるため、問題はないと認識していると述べた。加えて、他の議員から指摘された支出基準が甘いのではないかという点については卒業アルバム委員会と面談をしており、今再考を一定してもらっているが、少なくとも今の基準なら並びに予算に照らし合わせる分には一旦の問題はないという認識であると述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(12) 卒業アルバム委員会 団体規約改正に係る報告議案

卒業アルバム委員会より団体規約改正に係る報告議案が上程され、卒業アルバム委員会委員長 山野蒼依は議案資料 20231216-12-SAI に記載の通り説明を行った。

(13) 選挙管理委員会 細則改正に係る報告議案

選挙管理委員会より細則改正に係る報告議案が上程され、選挙管理委員会委員長 荒井大輔は、議案資料 20231216-13-SKN に記載の通り説明を行った。荒井は、Webサイト等を利用する方法による演説に関する規定が改正前においては記載されていなかったもので、その点について明確に記載したと補足し、本議案を終えた。

(14) 四谷自治会 団体規約改正に係る報告議案

四谷自治会より団体規約改正に係る報告議案が上程され、四谷自治会会長 藤村悠哉は、議案資料 20231216-14-YJK に記載の通り説明を行った。藤村は、以下のように補足し、本議案を終えた。

四谷自治会団体規約の全てを改正し、名称を四谷自治会規約と改め細則等を制定したので報告する。傘下団体の定義が曖昧である、傘下団体の事を加盟団体と表記していた、予算決算の提出に関する明瞭な

規定がないなどの問題点を修正し、信濃町の文化団体等を統括する上部団体として根拠を明確に持って活動できるように今回規約等を整えた。

(15)全塾ゼミナール委員会 交代報告

全塾ゼミナール委員会より交代報告が上程され、全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は議案資料 20231216-15-ZZI に記載の通り説明を行った。三河は以下のように補足した。

この度全塾ゼミナール委員会は 12 月期定例会終了時点をもって交代をするので、ご報告を申し上げます。新任者については本日都合がつかずに出席できていないので、次回の冒頭等でご挨拶を申し上げることになるかと思う。

塾生代表 山田健太は、定例会終了時ということで念のため確認だが、本定例会の全体共有事項等も含めて全部終了した時点をもってということにより確認した。三河は肯定し、本議案を終えた。

(16)議員 全塾協議会議長の選出に係る議案

議員 三河創太より全塾協議会議長の選出に係る議案が上程され、三河は議案資料 20231216-16-ZZI に記載の通り説明を行った。三河は、15 番項で報告した通り私が退任をすることに伴い、全塾協議会規約 第 10 条 1 項に基づき、本議会の終了時以降の議長を選出をさせていただきたいと補足した。三河は議員に意見を諮った。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、通例であれば歴の長い者からというところで、今後長く議会に残られる荒井議員を推薦した。これに対して荒井は、自分がよいとは言わないが、残る人を考えると選択肢が限られてくると思うと述べた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、特にご本人からの反対がないのであれば同じく荒井議員でいいのではないかと思うが、無理強いするものではないというふうには思っていると述べた。

体育会本部主幹代理 玄蕃智也は、初めてなのであまりよくわからないが、それなりにやっている人がいいのではないかと思うと述べた。

全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 市川裕也は他の議員に賛同した。三河も藤村議員・後藤議員の意見に異論はないと表明し、荒井に議長を引き受けてもらえるか確認した。それに対して荒井は、謹んでお引き受けすると回答した。

全塾協議会 議会は、芝学友会代表 荒井大輔を 2023 年 12 月定例会終了時点以降の議長として選出することを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

山田は荒井に抱負の表明を求めた。荒井は、現状議論されている内容を鑑みるとあまり長い期間ではないとは思いますが、皆さんと今までやってきたこの議会をきちんと今後も運用していけるように、尽力してまいりたいと思うと述べた。さらに三河は、退任のあいさつとして以下のように述べた。

この度本議会終了時点をもって、全塾ゼミナール委員会委員長・全塾協議会議員・全塾協議会議長を退任させていただくことになった。議員としては 1 年半程度、議長としては 1 年弱にわたって務めさせていただいていた。至らない点もあったのではないかなど自覚をしているところではあるが、そのたびに議員の皆様や塾生代表、そして事務局の皆様のご助力を賜りまして、何とかここまで務めてくることができた。これについては非常に感謝をしているところである。全塾協議会は今変革期にあり、残された課題というものも多々あるとは存じているところではあるが、全塾協議会の発展に対して私がしてきた事が少しでも役に立ったのであれば、これは無上の喜びであるというふうなことは申し上げさせていただ

く。全塾協議会、ひいては慶應義塾の更なる発展を願い、退任のご挨拶をさせていただいた。

ここで山田は、自分の不手際であると認めたくえで、議案を 6 つ追加することを三河に求めた。議案としては、緊急執行に係る議案が 3 つ、11 月期定例会で定められていた議案が 2 つ（上部団体に係る議案、検討会に係る議案）、を挙げた。それに対して三河は、議案の追加を認め、緊急執行に係る議案を 17, 18, 19 番項として、上部団体に係る議案を 20 番項として、予算に係る議案を 21 番項として、検討会に係る議案を 22 番項として追加した。

(17) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表より緊急執行に係る議案が上程され、塾生代表 山田健太は議案資料 20231216-17-JSD に記載の通り説明を行った。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(18) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表より緊急執行に係る議案が上程され、塾生代表 山田健太は議案資料 20231216-18-JSD に記載の通り説明を行った。優勝準備委員会委員長 後藤美汐は、一点補足として、補足資料の事後申請の支出時期の目安は、12 月 12 日ではなく、12 月 20 日に変更になったことを報告した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(19) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太より緊急執行に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231216-19-JSD に記載の通り説明を行った。山田は記念花代の 2 万円の支出は高いと評価したうえで、例年どのくらい支出しているかについてのデータが不足していた為、今回に至っては先例に沿ったと説明した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(20) 塾生代表 上部団体に係る議案

塾生代表 山田健太より上部団体に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231216-20-JSD に記載の通り説明を行った。山田は 10 月期と 11 月期の会議を踏まえ、上部団体規則の前文については最低限の訂正に留めたと話した。また、上部団体規則が施行されると福利厚生機関本部が対象ではなくなるという件については、福利厚生団体が全塾協議会に所属するという観点から考えると、現状十分に歴史的にその役割は果たしたであろうといえたと述べた。

これに対して福利厚生機関本部代表 村井祐樹は山田の話について理解はできているが納得はしておらず非常に残念であると述べ、現状だけでは判断できないと述べた。

山田は村井に、「上部団体とは全塾協議会の執行機関にとどまらず、特定の属性を持つ塾生の意見を集約できる傘下団体等の制度を有して塾生代表に対して十分な政策提言が可能な団体である」という定義について、村井は合意していたという認識であっているかと尋ねた。また、この定義に福利厚生機関本部は該当しうると解釈しているのかと尋ねた。

村井は、そのときの会議に出席していなかったと答えた。

山田は、少なくとも事前に Slack 上にて、その定義について流してきて全ての議員の方がご意見できる環境を整えていたというふう認識はしていると述べた。

村井は一定の合意性を持って作られた文章だなというところは理解するが、自身の立場を鑑みて言うのであれば、定義自体に賛成できないと述べた。

全塾協議会 議会はこれを賛成 6(文化団体連盟本部, 体育会本部, 全国慶應学生会連盟, 全塾ゼミナール委員会, 四谷自治会, 芝学友会)、反対 1(福利厚生機関本部)で可決し、塾生代表は本決議を承認した。

(21) 塾生代表 予算に係る議案

塾生代表 山田健太より予算に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231216-21-JSD に記載の通り説明を行った。山田は以下のように補足した。

現在まさに改革が進んでいる中で、私が所属団体の予算も含めて監督する立場ではありつつ、一番提出しなければいけないのは全塾協議会の予算ということになっている。現在一部不具合があり、例えば、皆さんも今利用されている全塾協議会の Slack ワークスペースというのがあるが、あれは議会でコンセンサスを取った上で利用しているものである。あれはまさに全塾協議会の支出と言って差し支えないものかなと認識している。ただ現状、全塾協議会が直接お金を使うという選択肢は、基本的には定義づけられておらず、原則お金は団体に交付をすることになっている。全体にかかる費用というのはどうなるのかというと、事務局に交付をし、それを認めるということだが、これについてイレギュラーが 1 個存在しており、それは事務部門が所属団体と同じように予算を作り、塾生代表に提出をし、審議をするということである。

これには 2 つの矛盾問題点があり、1 つは全塾協議会からお金を出すようにと言われて事務局に対応されているものを、なぜもう一度そういう形で審議を回すのかが不可解である。全塾協議会としてお金を出すと決めているものに対して、あたかも事務局がお金を出したいかのような構図に若干の違和感がある。

もう 1 つは、例えば、全塾協議会の Slack ワークスペースに 80 万円使っていていいと承認したとすると、仮に支出額が 80 万円を超える場合は、今後は少なくとも塾生代表は議会に対して修正を申し出るべきである。しかし、追加の交付がないようであれば現状は事務局の予算修正を塾生代表が認めるということだけで、全塾協議会のお金を好きなように修正できてしまう現状がある。

結果としては、事務局の支出をやはり分けて、事務的には同じ形式でいいと思う。事務的には事務局の財務担当者がいろいろな領収書の管理を行うという点は、引き続きそのままよいと思うが、Slack ワークスペースといった通信費など、全塾協議会で議決されてお金を出すようなケースでは、別途分けておくべきなのではないかなと思う。例えば共済部の資金の行先として綺麗なものは、全塾協議会の予算に組み込むことである。そうすれば塾生に適切な説明ができる。したがって、いわゆる国会における一般会計、特殊会計のように、何か特別な会計枠、全塾協議会諸経費のような枠を設けることを提案する。また、予算案の表記に関しても相談したいという文脈である。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は議員に意見を諮るべきか確認した。山田は以下のように回答した。

現時点では予算調整権は塾生代表にあり、フォーマット等は特に指定されていないので、議会から任意のフォーマットで補正予算を提出し認められれば、特にルール上は問題ないと思う。ただ、おそらく議員の方からすると、急に補正予算として通信費など新しい支出部門が出てきたら驚かれるとは思ったので、これを検討するにあたって懸念点や疑問点があれば指摘してほしい。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、特段反対するものではないが、どのようなお金の流れになっているかが詳細に把握できていないが、事務局に交付するということの変更はなしと記載されているが、全体に係るところの予算に関してお金の管理は別の口座や会計を作るということではなく、事務局の口座に交付してから支出してもらうというのは変わらないということかと質問した。それに対して山田は、以下のように回答した。

例えば、事務局がより快適に業務を行うために椅子を調達したいという状況と、Slack ワークスペースへの支出は重みが違うので、それを待たず単純に予算上分けたいという文脈ももちろんあるが、それを最終的に監査するとなった場合に、口座が分かれていた方が好ましいかもしれないので、現段階では口座を分けるかは決めていないが、可能性はあるといえる。ただそれ以外は基本的には一緒である。

芝学友会代表 荒井大輔は、特に反対ではないが、全塾協議会の予算案に支出項目が増えるということか、質問した。山田は以下のように回答した。

まだ 10 万円、20 万円もそもそも全塾協議会本体で使うことは減多にないので、一番は通信費だと思う。ドメイン代やサーバー代は今もう既に一部の所属団体にもサブドメインとして対応している以上失うわけにはいかないので、事務局に交付金が交付できない状況になったとしてもそれを払うための手段は残すべきである。また、今後、議会運営に係る諸経費なども支出項目として考えられる。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、そもそも事務局は全塾協議会のために動いている団体であり、事務局と全塾協議会の予算の線引きに疑問を呈した。また後藤は、全塾協議会としての予算案の書き方が変わる分には特に問題はないと思っているが、今後のリーダーズキャンプで余剰金が増額する恐れがあると表明した。それに対して山田は以下のように返答した。

おっしゃる通りであり、究極的には事務局の予算がそのまま外に出るかもしれない。もしかしたら全塾協議会事務局への交付金交付額が 0 円になって、外側に全部書かれるという要請もあるかと思う。ただ、今後裏技的に塾生代表は構成員の承認を取らずにお金を自由に使えるとしたら、事務局に交付金を交付しておく、その交付額は予算の修正という形を取ればいくらかでも使える。そうすると事実上塾生代表が承諾を得ずにお金を使う可能性がある。そのため後藤議員の発言は非常に正しく、どちらかという趣旨は、事務局も含め全塾協議会としてお金を使う場合は、塾生代表もしっかりコンセンサスをとることを義務化するためのルールであるという方にした方がよいかもしれない。

そこで後藤は、コンセンサスを取った方がいいのはもちろんそうだと思うが、それは事務局のリーダーズキャンプ内で行われていることではなのか、質問した。山田は肯定したうえで、以下のように回答した。

ただ、塾生代表のコンセンサスがあればいくらかでもお金が使えてしまう、いわゆる領収書が出るタイプの官房機密費のようなものになりかねない。そういう意味では、単純に全塾協議会として塾生代表がお金を執行する場合、緊急性の要請は残しておくべきである。ただ、ブラックボックス化させないというのは大事だと思っている。塾生代表が何かお金を直接的に行使するという場合、基本的には事務局に返される。全塾協議会としてという大義名分を打って打つようなものはやはり全塾協議会の予算の中に書いてあるべきである。国や地方自治体でもそうになっている。特に今のままでも何とかなるが、私は自分の首を絞めようとしているわけである。

そこで後藤は、塾生代表の発言の意図は理解できるうえ、特に反対の意を示すつもりはないが、全塾協議会として支出すると決まったものに関してのお金のあるなしが確定していないという話であるか確認した。それに対して山田は、手続きはそこまで変わらないと述べた。そこで後藤は、事務局が 2 つ口座を

所有するイメージか、質問した。山田は、事務的には大きな変容はなく、書類上の話であると回答した。

体育会本部主幹代理 玄蕃智也は、より効率的に運用していただければいいと述べた。

全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 市川裕也は、趣旨や運用方針などについて異議はないと述べた。

福利厚生機関本部代表 村井祐樹は、団体の目的に合うようにお金を利用するのであれば、そこまで細かいところに関して特に言うことはないと言った。

三河は、特に反対はないと述べ、本議案を終えた。

(22) 塾生代表 検討会に係る議案

塾生代表 山田健太より検討会に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231216-22-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は、お詫びとなるが、記載の財務会計規則、監査規則、情報管理規則に加え、共済部の解散に伴う資金移転の用途について、検討会で十分な議論が終わっていないため、現在で報告できるレベルにないものが含まれると述べた。

財務会計規則では、特別委員会、所属団体において、機動力が落ちないレベルにどこまで厳密に定めるべきかについて議論していると述べた。大学という組織上、一般の官公庁とは異なり人は必ず入れ替わるが故に、4年間かけて予算超過をうまく解消していくという事はできないため、1年ごとに予算を編成、予算超過については予算修正という形で認めている。しかし、現在追いついているかと言われるといささか微妙なところがあり、毎週のように予算の修正を複数団体が出しており逼迫している状況があったとした。また、これでは予算を出す意味がなく、また、最終的に修正をかけてしまえばよいというように、現状修正に対するデメリットがあまりなさすぎるため、そういったところについて現在議論をしているところであると述べた。加えて、共済部のお金の用途についても、芝共立キャンパスに論吉像を設置するという事も検討はしていたが、大学側から全塾協議会にいただくという形でよいのかももう少し考えさせてほしいということであったため、いったん保留になっていると伝えた。

さらに、監査規則についても、監査権限をどこまで強化することが許されるのか、並びにそれが実効性を伴うのかについても検討していく必要があると述べた。立ち入り検査を認める権限を与えた場合、どのくらい実効性があるのか、団体の活動を停止させる権利まで持つべきなのかといった点について、理想論だけで変えてしまってもしょうがないと説明した。また、情報管理規則については、個人情報保護法の読解が追いついていないため、読み解いて現実に落とし込むという作業が現状耐えていないと述べた。進捗を報告すると事前に申し上げてしまったため、ご報告に代えさせていただくことを了承いただくという議決が必要と解釈したため、このように議案を提出させていただいた次第であると最後に述べた。

これに対して、四谷自治会会長 藤村悠哉は、理解および了承はすると述べたうえで、検討会を1月期まで伸ばすという解釈であるかと確認した。山田は、その点については相談したいと伝えたいうえで、塾生代表選挙の実施期間であるため、新塾生代表を中心に考えを進めていくのか、任期期間である1月までに検討会の開催をするべきなのか保留にしている部分があると説明した。

藤村は、新任の塾生代表に任せるのは大変すぎると意見し、これまでの流れを汲んだうえでの検討も必要であるため1月期までに調整し、議案として提出すべきなのではないかと伝えた。これに対して、芝学友会代表 荒井大輔および全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太、文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐も同意した。

山田は、検討会は定例会以外の別で開催するとし、1月の定例会で議案として結果を報告し最終決定を

する形をとると説明した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(23) 議員 交付金の使途に係る議案

議員 後藤美汐より交付金使途に係る議案が上程された。後藤は、学生団体が別の学生団体に依頼を行い、それに対しての報酬を支払う際に、交付金から支払い別の学生団体の独自財源の中に入った場合は、交付金と独自財源を混ぜて使うことができることについて他の議員に意見を求めた。

これに対して、四谷自治会会長 藤村悠哉は、何らかの規則あるいは制限等を設ける必要があるのではないかと伝え、財務会計規則の検討会であわせて検討するのが良いのではないかと意見した。また、全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太も藤村と同様に、何かしらの制限が必要だと伝えたいうえで、いったんお任せすると発言した。体育会本部主幹代理 玄蕃智也は、独自財源に行くのは問題であるとしたうえで、毎年監査でお金の流れがわかるため、そこは別に良いのではないかと発言した。加えて、全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 市川裕也は、検討を要すべき事項であると意見したうえで、自治会費交付金は財源としての性質を鑑みて適切な流れがなされなければならないことから、その流れを確実に把握できることを絶対の要件することが必要であると説明し、具体的な制度については検討会案件になるのではないかと伝えた。

三河は、本議案については、何らかの規制およびそれを含めた検討が必要であると結論付けた。独自財源であるから自由に使えるというわけではないため、何かしらの制度的な規制を直ちに構築しなければならないかは曖昧であるが、何らかの検討は必要であるため、検討会で話し合うのが良いのではないかと伝えた。

これに対して、塾生代表 山田健太は、財務会計規則と併せて検討するとしたうえで、今回の話題に上がっているものは、交付金財源から全塾協議会の所属団体あるいは参加団体の独自財源にお金が入ることについてであるのか、あるいは、交付金から特定の塾内の学生団体に対してお金が入ることに対する規制を考えるべきなのかを明確にしたいと伝えた。これに対して、後藤は、とりあえず前者であると伝え、活動に対する制限をしたいという意図は一切ないが、後者に関しても何かしらの見解をもっておくべきではないかと発言した。

また、藤村は、後藤とほぼ同じで意見である伝えたいうえで、とりあえずは前者について検討すべきであると述べた。交付金会計からの独自財源会計というところに監査して検討会をまずは開くべきであると説明した。

三河は、検討会において、前者について中心に議論しつつ、後者についても触れていくという方針になるとまとめた。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

8. 連絡事項

i. 次回全塾協議会定例会について

次回定例会は1月20日、場所は未定だと連絡があった。

ii. 全塾協議会 Slack ワークスペースについて

今月は上部団体ワークスペースについては体育会本部主幹の田村、また本議会の議員代理を10日中に

削除するとした。他所属団体の削除はなかった。

9. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。